

令和3年度総合隣保館運営方針

総合隣保館の運営は、厚生労働省の隣保館設置運営要綱及び「部落差別の解消の推進に関する法律」「三木市人権尊重のまちづくり条例」「三木市人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」及び総合隣保館活性化構想に基づき、以下の方針で事業を推進する。

- 1 我が国固有の人権問題である同和問題を基軸として、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人などさまざまな人権問題に取り組み、人権や社会福祉制度に関する幅広い知識の習得や情報の収集・発信を積極的に行う。
- 2 「人権尊重のまちづくり」の視点から、地域における人権の課題、生活上の課題を解決するための取組を推進する。
- 3 あらゆる差別解消への展望に立った啓発に向けて隣保館運営委員会をはじめ各関係機関と連携して推進する。
- 4 「部落差別の解消の推進に関する法律」について
 - (1) 第4条（相談体制の充実）の趣旨を踏まえ、総合隣保館の主事業である相談事業を人権、福祉、保健、経営、職業等生活全般にわたり更なる充実を図る。
 - (2) 総合隣保館の設置の趣旨を踏まえて、「人権尊重のまちづくり」のための啓発拠点として活動の強化・充実を図る。
- 5 社会調査研究については、高齢者世帯への訪問・面談調査を実施し、実情を把握したうえで、関係機関と調整を図りながら、生活の改善を図る。
- 6 地域住民の参加に支えられた人権にかかわるコミュニティーセンターとして、地域活動を推進するとともに、地域住民の交流活動を促進する。
- 7 新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた上で、改良や工夫を加えて事業を推進するとともに、人権を守るために積極的な啓発及び周知を図る。